

若狭高浜海のルールブック

海を安心安全に楽しむために

海水浴場では、監視員の指示に従ってください



海上から守る 日赤水難救助員

【昭和43年発足 本部:城山水難救護所】

水難救助委員会は遊泳区域内の事故を未然に防ぐため、救助艇を使用し、町内8つの海水浴場の巡回・指導・救護活動を行います。海上保安署・警察・消防・海上保安署・ライフセーバー等と連携を図るとともに、日本赤十字社の水上安全法講習会や、子ども用シヌーケル講座など開催しています。



高浜町では、海の安全を守るために、2つの団体が活動しています。



ビーチから守る ライフセーバー

【平成19年発足 本部:和田救護所】

若狭和田ライフセービングクラブは、海水浴場で楽しく安全に遊んでいただくことを目的に、若狭和田ビーチの監視・救護活動を実施しています。また、日本ライフセービング協会主幹の講習会、水の安全に関する教育活動、技術向上のための競技会等、年間を通じて様々な活動を実施しています。



このような事故が多発しています!

各地の海水浴場で、動物型の浮具に乗って遊んでいたところ、陸から吹く風に押されて沖に流され浜に戻れなく事故が多発しています。特に子ども連れの方は注意してください。



子どもから
目を離さない!
子どもだけで
遊泳させない!

ライフジャケットの着用が有効です。

ライフジャケットの着用は、事故防止に有効です。各海水浴場の浜茶屋や管理棟で、子ども用ライフジャケットをレンタル(有料)していますので、ご活用ください。

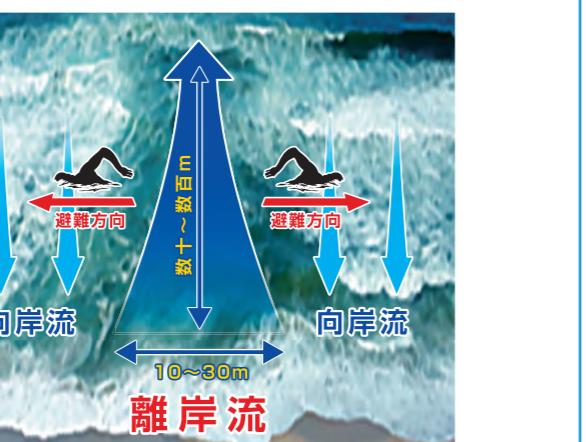


離岸流に注意して!



海水浴中は、突然海岸から沖に向かって強い流れ(離岸流)が発生し、沖に流されることがあります。十分に注意してください。

流されたら、浜と平行(横)に泳ぐと抜けられます。



離岸流

密漁は絶対に禁止!



たった1個でも 違法となります。

高浜町では密漁パトロールを強化しています。

警察、海上保安署の協力のもと、関係各者が一丸となり、定期的な密漁パトロールを実施しています。告訴に繋がる事例も発生していますので、密漁行為は絶対にやめてください。



アワビ・ザエ・ウニ・ナマコ・カキ・ワカメ等は若狭高浜漁業協同組合員以外の人は採捕できません。漁業法改正において、罰則が大幅に強化されています。(最大で3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金) 処せられる場合があります。

高浜町の海岸を守り育てる条例

(目的)

第1条 この条例は、東西に長く広がる白砂青松の海岸を有する地域的な特性を鑑み町内各海水浴場開設期間中は元より年間を通じて安全で安心して高浜町内海水浴場等を利用するため、事業者、関係団体及び利用者の責務を明らかにして、高浜町の海岸を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高浜町内海水浴場等 各海水浴場開設者が福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号)により開設する海水浴場及び町内の海岸線一体の区域をいう。
- (2) 事業者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、各海岸において浜茶屋の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 関係団体 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、陸上・海上を含む区域において関係する団体をいう。
- (4) 利用者 海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、海上を含む町内の海岸を利用するすべての者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等における関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」(以下「ルール」という。)を遵守するとともに、関係団体が実施する施策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

第4条 関係団体は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において、管理運営及び安全確保に努めなければならない。

2 関係団体は、事業者及び利用者と情報交換を図りながら、意識の啓発及びルールを周知し高浜町内海水浴場等がより安全で安心な区域となるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において他の利用者とお互いに妨げにならないよう配慮しつつ利用するとともに自ら美化その他環境保全に努めながらルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 町長は、3条、4条及び5条の規定に違反したものについて、必要な指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項で実施した指導及び勧告に従わないときは、是正のため必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

ご利用の皆さまへ

高浜町の海岸は、ほぼ全域が若狭湾国定公園に指定されており、透明度が高く美しい海と白い砂浜が連なる町民自慢の海岸です。夏期には、8つの海水浴場を開設し、県内外から多くのお客様に訪れていただいている。

しかし、近年のマリンレジャーの多様化や、一部の利用者のマナー低下により、誰もが安心・安全に海を楽しめない状況が発生し、このままでは、美しい海岸を後世に残すことが出来なくなる可能性がでてきました。

こうした現状に対応するため、平成26年「高浜町の海岸を守り育てる条例」が策定され、事業者・関係者・利用者など海を利用する全ての人方が「若狭高浜海のルール」を守ることを条例の中で義務化しました。

本ルールブックは、海のルールやマナーを明確にするため発行するものです。美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りいただき、高浜町の海を楽しんでください。

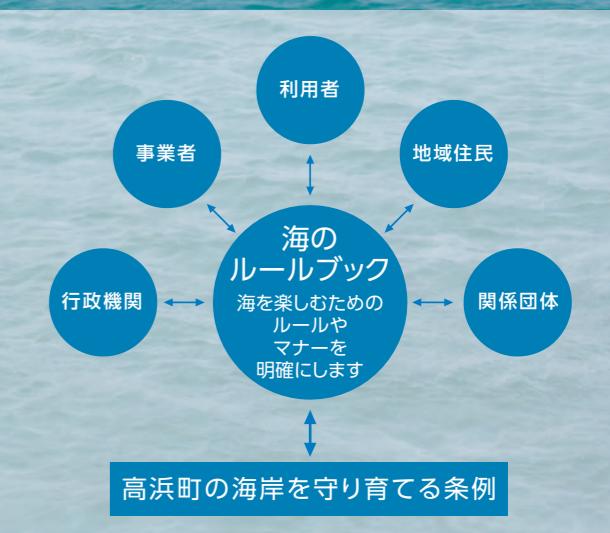
若狭和田ビーチは国際環境認証
「ブルーフラッグ」をアジアで
初めて取得しました!

BLUE FLAG

ブルーフラッグとは、世界約50ヶ国・約5000ヶ所で取得されているビーチ・マリーナの国際環境認証です。厳しく定められた4項目33基準をクリアすると「優れたビーチの証」として世界最大規模の環境NGO「FEE」より認められます。高浜町では美しい海を次の世代へ残していくために取り組んでいます。



美しい海の環境を守り、
誰もが安心・安全で快適に利用できるように、
海のルールをお守りください。



★ 高浜町

福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
電話 0770-72-7705(産業振興課)

若狭和田ビーチは国際環境認証
「ブルーフラッグ」の認証を受けたビーチです。
令和6年改訂版

若狭高浜海のルール

海のルールについて

高浜町では、条例の中で、高浜の海を利用する全ての人に対し、「若狭高浜海のルール」を守ることを義務化しています。このルールは一年を通じ、高浜の海を利用する全ての人を対象としています。美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りください。

みんなが楽しく利用するために 管理運営4大項目

-  ①遊泳者保護区域内は遊泳者が最優先です。海水浴期間中は、区域内に船舶等は進入できません。

 ③決められた場所以外での、キャンプやたき火・バーベキューはできません。浜を汚したり他の人の危険となる行為は禁止します。※このルールは通年です。

 ②浜地を不法に占有することはできません。テントやタープなどの私物は、日没までに撤去しましょう。

 ④密漁は絶対に禁止です。
※たった1個でも違法となります。
※高浜町では密漁パトロールを強化しています。

みんなが安全に利用するための 事故防止7項目

- ①荒天時には遊泳注意または禁止となる場合があります。場内放送や旗を確認してください。
 - ②漁港周辺など、遊泳禁止区域では泳いではいけません。
 - ③アルコールを飲んで海に入るのは危険ですので、絶対に止めてください。
 - ④ヤスは周囲に人がいる場合、使用・携帯できません。モリ、水中銃は禁止です。
 - ⑤シュノーケルの使用は十分に注意してください。
 - ⑥雷発生時は海からあがり、屋内等安全な場所に退避してください。
 - ⑦安全確保のため、ライフセーバーと水難救助員の指示には必ず従ってください。

みんなが気持ちよく利用するために 環境美化・マナー8項目

-  ①歩きタバコ・吸い殻のポイ捨てはやめましょう。
 -  ②午後10時以降の打上花火はやめましょう。ゴミは必ず持ち帰りましょう。
 -  ③海水浴場区域内への車両乗入れは禁止します。(許可車両は除く)
 -  ④ゴミは原則としてお持ち帰りください。ゴミ箱を利用する場合は、分別にご協力ください。
 -  ⑤海水浴場内でイベントの開催は自粛して下さい。
 -  ⑥刺青の露出や乱暴な言動など、ほかの利用者を不安に思わせる行為を禁止します。
 -  ⑦海水浴場内へペットを連れ込む場合は、リードを離さないでください。糞便等は必ず持ち帰ってください。
 -  ⑧周りの人の迷惑となるような音量での音響機器の使用はやめましょう。

